富里市ごみ収集場所設置補助金交付要綱

（平成８年３月29日告示第14号）

改正　平成19年３月30日告示第98号　平成22年１月26日告示第11号
平成25年３月25日告示第53号　平成28年３月31日告示第84号
平成31年３月29日告示第107号　令和４年３月18日告示第34号
令和５年３月14日告示第30号　令和５年３月31日告示第58号
令和８年３月26日告示第42号　令和８年３月31日告示第67号

（趣旨）

第１条　この要綱は、家庭から排出される一般廃棄物の収集を迅速かつ的確に遂行することをもって公衆衛生の向上、生活環境の保全及び市民生活の向上を図るため、富里市補助金等交付規則（平成１９年規則第１０号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、ごみ収集場所（以下単に「収集場所」という。）とは、家庭から排出される一般廃棄物を一時的に置く場所をいう。

（補助対象経費等）

第３条　この要綱において、補助の対象となる経費は、収集かご又はコンクリートブロック等による収集場所の設置に要する経費とする。ただし、購入時に生じた本体の運搬に係る費用及び撤去の費用を除くものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

⑴　事業所、共同住宅、賃貸住宅又は寮等の事業に供する収集場所を設置したとき。

⑵　富里市宅地開発指導要綱（平成９年告示第１５号）に基づく収集場所を設置したとき。

⑶　事業者が収集場所を設置したとき。

⑷　設置する収集場所が、補助金の交付を受けた日から３年を経過しないとき。

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める収集場所を設置したとき。

（補助金）

第４条　補助金の額は、収集場所１か所当たりその費用の３分の１の額とし、１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、補助金の額は、次の各号に掲げる収集場所を使用する世帯数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

⑴　９世帯以下　１８，０００円

⑵　１０世帯以上　３６，０００円

（交付申請等）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、規則第５条及び規則第１５条の規定により富里市ごみ収集場所設置補助金交付申請及び実績報告書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　設置場所の案内図

⑵　収集場所の構造図

⑶　領収書の写し

⑷　土地使用に関する協議書（別記第２号様式）

（交付決定等）

第６条　市長は、補助金の交付を決定したとき及び補助金の額を確定したときは、富里市ごみ収集場所設置補助金交付決定及び確定通知書（別記第３号様式）により通知するものとする。

（交付請求）

第７条　前条の規定による通知を受けた者は、富里市ごみ収集場所設置補助金交付請求書（別記第４号様式）を提出しなければならない。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日告示第98号）

この告示は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成22年１月26日告示第11号）

この告示は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月25日告示第53号）

この告示は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日告示第84号）

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月29日告示第107号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（令和４年３月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（令和５年３月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第３４条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月31日告示第58号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月26日告示第42号）

この告示は、公示の日から施行する。